

青森県報

第九百七十九号

令和七年

十月十五日

(水曜日)

目次

告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………

高 齢 保 険 課 一
障 害 福 祉 課 一
障 害 福 祉 サービス事業者の指定……………

○右 同…………… (同) ……

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) ……

公 安 委 員 会

○駐車監視員資格者講習の実施…………… (交通指導課) ……

告 示

青森県告示第五百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和七年十月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県告示第五百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年十月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定居宅サービス事業者		居宅サービス		行 居 宅 サービス 事業 所		廃止の届出	
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	サ ー ビ ス の 種 別	名 称	所 在 地	年 届 出	年 届 止	年 届 止
社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	むつ市中央一丁目八の一	訪問介護	むつ市ホームヘルプサービス	むつ市中央一丁目八の一	令和七・八・三	令和七・九・三	
社会福祉法人いきと和	十和田市東三番町一の六	訪問介護	訪問入浴	十和田市東三番町一の六	七・八・三	七・八・三	
社会福祉法人美土里会	上北郡七戸町寒水七〇の一七	訪問介護	美土里荘訪問介護事業所	上北郡七戸町寒水七〇の一七	七・八・三	七・八・三	

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス		指定	
名 称	主たる事務所の所在地	サ ー ビ ス の 種 別	名 称	所 在 地	年 月 日
株式会社アイツーリンク	弘前市大字南大町一丁目九の一	就労選択支援	アイツーリンク	弘前市大字外崎二丁目一の二四	令和七・一〇・一
社会福祉法人ほほえみ	平川市館山前田八〇の一	就労選択支援	ワリフラ	平川市館山前田八〇の一	七・一〇・一

青森県告示第五百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年十月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	就労選択支援	障害者就労トライアルセンターポリス	三沢市大字三沢一堀口一六四の	令和七・〇・一	
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	就労選択支援	就労選択支援事業所城西の杜	上北郡七戸町字高屋敷一の	〃	

青森県告示第五百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年十月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名称	所在地	指定年月日
ほほえみナースステーション	平川市館山前田八〇の五	令和七・〇・一

エイル薬局田向店

八戸市田向三丁目二の一八

〃

公安委員会

青森県公安委員会告示第百二十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により公示する。

令和七年十月十五日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習等の期日

1 講習

令和七年十一月二十日及び同月二十一日午前八時五十分から午後五時三十分ま

で

（受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

2 修了考査

令和七年十一月二十八日午前九時から午前十時まで

（受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター 二階会議室

三 受講定員

十名

四 受講申込方法等

1 申込期間

令和七年十月二十七日から同年十一月七日まで

（受付時間 平日の午前九時から午後四時まで）

2 申込場所（問合せ先）

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係
電話〇一七―七二三―四二二一 内線五一―三、五一―四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこと。

なお、申込書は、交通指導課で受領するか、又は青森県警察ホームページからダウンロードして使用すること。

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書

(二) 講習手数料二万円（青森県収入証紙で納付すること。）

(三) 身分証明書の写し

4 その他

(一) 申込時、講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

(二) 諸般の事情により、講習等を中止又は日時、場所を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭